

特別寄稿

須之内玲子さんの学童保育福祉実践をめぐって

—須之内玲子さんの日本女子大学選定年制による退職を祝して—

日本女子大学名誉教授・前日本女子大学附属家庭福祉センター主事 佐藤 進

On Associate Professor Sunouchi's After-School Care Practice: in honor of her retirement from Japan Women's University

Susumu Sato

はじめに

須之内玲子助教授が日本女子大学文学部社会福祉学科（現在日本女子大学人間社会学部社会福祉学科）助教授を選定年制により、2006年3月に退職することになった。須之内玲子先生は附属家庭福祉センター（旧足立区興本小学校センター）という学童保育施設の職務に携わり、1994年より現職に就かれた。時に病み、無理を押し子どもたちの家庭・児童福祉実践を、理論的に社会実践化に向けて、決してベターではない足立区興本小学校庭での職場環境のもとで、熱心実践してきた歳月に感謝しておきたい。

これからゆっくりと膨大な資料や興本における家庭・児童環境の実践にとりくんできた歩みの理論的実践の現実とその理論化に向かって、健康で研究されたいことを願っている。

1. 須之内玲子先生の研究実践の歩みを辿って

(1) 筆者と須之内玲子先生、そのすぐれた共同研究者であった、故田中美奈子先生との出会い

日本女子大学大学紛争について本稿ではふれるスペースがあるわけではないので、筆者による日本女子大学大学紛争の総括は「日本女子大学社会福祉学科八十年史」2003年（日本女子大学社会福

祉学科80年史 編集委員会）を参照されたい。この時期、1968年（昭和43年）に労働政策、社会保障法などの社会政策などを専攻していた関係で、前任者小川政亮、青木宗也先生方の後任として、社会保障論、基本的人権の特別講義を行うように求められ、著者は日本女子大学に着任した。

以下、次の諸点かつ学童保育福祉問題などを含めて、須之内玲子先生の業績についてふれていくことにする。

(2) 1968年在学

学生諸君にほろほろの旧樟溪館の校舎で講義したことに始まり（基本的人権論、および社会保険論）、社会福祉学科の学科主任に任命され、附属機関としての学童保育施設（足立区興本小学校庭）日本女子大学附属家庭福祉センターの故田中美奈子先生、須之内玲子先生と共に仕事をすることになった。このことは、社会保障法の一環の児童福祉、学童保育について学ぶ機会を得ることになり、幸いであったといってよい。その後、1969年にセンターが大学の直属機関に位置づけられることになり、1975年～1992年3月までセンターの主事（兼任）、1992年教育学科遠藤明子先生が主事任命となるまで、この足立区興本小学校の家庭福祉センターは、社会福祉学科実習施設として位置づけられていた。ここで児童福祉・家庭福祉の専攻で

ない筆者が、その指導者としての故田中美奈子先生、須之内玲子先生の両職員による学童保育実習実践を学んでいくことになるのである。

当時、この施設は、社会福祉学科に位置づけられていた関係もあり、両先生の職場での位置づけが、指導員などの福祉施設などにおける処遇で、社会福祉学科の児童保育、家庭福祉実践にみる施設実習、家庭訪問担当の事務職員扱いられていた。私のセンター主事着任に伴い、この施設を大学実習施設として位置づけ、両先生を事務職から研究職（教員）として処遇し、研究、実践があって児童福祉をはじめとする実習担当専門職として加えたのである。

なぜ、大学がこの2人の先生を教員として教育研究職として使用しなかったのかは、施設自体が社会福祉学科のボランティア施設であり、民間の一地域のボランティア組織要件でもあり、一大学の福祉施設において認証するのは、一大学の施設研究機関として不本意なのではないかと考えていたのであったのかもしれない。私の着任前、社会福祉学科の多くの先生方が関わっていたのであったが、この施設の運営については、はっきりしなかったであろう。

しかし、1993年足立区興本小福祉センターも、日本女子大学の財政問題もあったのであろうか、当時の齋藤寛治郎常務（文部省OB）に存続を求めたが存続の実現はなく、生田での新学部創設で、両先生が社会福祉学科教員として、児童福祉研究実践を引き継いでいただくことになった。

(3) 両先生、須之内先生と田中美奈子先生の 服務について

足立区の職場環境が附近の中小工場などの煙害その他公害発生等、地域での施設として、筆者が労働社会学、社会福祉環境保全の諸研究（公害などの）に関わっていただけに、所属長として両先

生に、「健康問題」に注意を申し上げたり、子供の施設内外での怪我や疾病の労働補償問題の懸念について注意を申し上げたりしたのも、この足立区興本小学校の環境問題に児童や親族の福祉諸問題の実践に関わっていたことは事実であった。今日の児童問題に光が当たるまでには、日本女子大学社会福祉学科の先達の並々ならない時代があったのである。

今日では、後述のように〈児童保育〉のジャンルが、児童福祉サービスの一環として実践的、理論的に福祉の学問領域に発展してきており、その公的行財政対応が当時では十分ではなかった。児童保育をめぐる社会的関心を持つ識者により、社会的運動などによって〈児童保育〉が〈家族福祉〉や〈児童福祉〉などと関わって、その漸次、学問的な展開、発展がみてきたが、その底辺には、日本女子大学の足立区興本小学校庭での日本女子大学の〈社会事業〉の史的展開の歩みがあったことに注目したいのである。（日本女子大学社会福祉学科80年史参照）

2. 須之内玲子先生、田中美奈子先生の学 童保育実践研究の歩みを辿って

(1) 両先生の学童保育実践の歩みを辿り、そ の底辺にあったもの—先生方の学童保育 の実践理念の心底にあったもの

- ① 私たち2人は終始学童保育の現場で指導員として実践に携わってきた者であるということ。
- ② 私たちは社会福祉を専攻してきた者であるということ。
- ③ 学童保育は新しい分野の活動であると認識した上で、次のことをお願いしたいと思う。社会福祉の専門技術といわれるケースワーク、グループワークを主として、日本とは異文化のアメリカからの直輸入の技術論であるからという理由で、もしくは、技術論（方法論）は、社会福祉

の本流から縁遠いものであるからという理由で、もしくは、技術論（方法論）は、社会福祉の本流から縁遠いものであるとしてこれを排する人たちがいることを知っている。その方たちには、シャルロット・トールの「公的扶助ケースワークの理論と実際」とジゼラ・コノブカの「ソーシャル・グループワーク」、「収容施設のグループワーク」を読んで頂きたいと切に願うものである。そして、ケースワーク、グループワークと言っても様々な著書があること、活字以前に、必ず実践があったということを銘記して頂きたいということである。

- ④ 私たちの実践は、一つの事例に過ぎないということである。学童保育は、地域と密着した活動であり、どのやり方が一番良いとは言えないものである。よりよい実践を試みできたのであるが、力の及ばない点多々あるであろう。一生懸命やってこの程度かと思われる方もおられるであろうが、一つの事例、資料として役立てていただければ、望外の幸せである。

また、学童の人権、生活と深くかかわる学童保育は、時の流れ、地域の特徴によって、一人ひとりの子どもと集団によって指導等によって、活動内容が異なるということも指摘したいのである。例えば、近くに沼や池、原っぱが多く点在していた時期には、ザリガニ釣り、虫、蟬採りによく行っていたし、そのような場所がなくなってくれば、徐々に野球やドッジボールがそれにとって代って盛んになってきたという活動内容の変遷がある。

- ⑤ 私たち2人で48人の子どもを担当していた時期もあったが、近年私たちは、非常勤指導員との3人体制であった。東京23区においては、40人の児童に正規の指導員2人体制が一般的にある中で、私たちの実践の理論や方法は3人体制であるから可能であることも多い。このことは、

私たちが経験的に主張できることである。豊かな活動内容は、指導員の精神主義や力量のみで得られるものでなく指導員の数により保障されることを強調したい。全日自労建設農村一般労働組合の学童保育の制度化の政策要求第一条では、「指導職員は、児童おおむね10人に1名を目途とすること」と言われる時代になった。

以上の二人の先生方の底辺にそったものを指摘した。（日本女子大附属家庭福祉センター編、佐藤進、田中美奈子、須之内玲子、pp.ii～iii）参照。

日本女子大学の社会福祉学科1年次をはじめとする足立の興本小学校庭の施設での実践は、興本小学校とあわせ、足立区の公的学童保育補助体制の所産で、筆者なりの今の表現化によれば足立区の学童保育行財政の＜民営化＞の先駆的な例であったといえよう。しかし、今日、いわれる「官」との対義の「民」は、社会正義的指向の“民”への批判であり、また、営利本位万能でない民の福祉の歩みであったのである。大学の所管施設であって、一方、人的スタッフは日本女子大学の両先生、補助員との3人体制で、大学の予算をベースに40人余の足立区興本小学校下の先生、児童生徒の対応を試みてきたことである。

そして、両先生が福祉ケアの専門家としての理念について前述で以上指摘されていることは、その経験かつ、体現であり日本女子大学の家庭福祉センターの児童、家庭福祉サービススタッフとしてのみならず、日本の各地の同種施設のスタッフの理念ともいうべきものであると考えられるものであることはいうまでもない。

3. 学童保育問題の展開と研究実践の学び

(1) 学童保育の問題とその展開

今日の時代状況と日本女子大学家庭福祉センターの活動展開の時代状況が、変化をみてきたことは否定できない。これに即応して、「学童保育」

という用語の出現、そして「学童保育」の対象児童、家庭状況、その多様な生活環境の変化が、時代における各地域での学童、家族をめぐる変化に対応して、その処遇の質、量、かかわり合いの変化を提起したことは否定できない。

筆者自身は、法学の福祉分野を対象とする法的研究の専攻—とりわけ日本の社会福祉行政の公的福祉ベース以前、公的福祉の端緒期、公的福祉の展開、発展期、そしてその成熟期、一方公的福祉行政の民間契約福祉サービス展開期などの変貌を対象に一に従事してきた。憲法25条生存権とかかわって、児童、家族の人権問題をベースに、この学童保育を対象とした自己責任から行政的対応研究へと向うにつれ、「学童保育」問題が<家庭><家族>とかかわりつつ、公的福祉領域への傾斜とその対応をみてきた。<学童保育>が学童対象はともかく、その関係領域が児童福祉サービスから、教育、生活環境へと広がっていったことをみてきた（佐藤進、拙著参照）。

(2) この前述の議論的部分は、両先生の日本女子大学家庭福祉センターでの研究の跡づけであり、筆者の学びもセンターでの献身的な実践的、理論的な分野に限定されることになるが、学童保育問題認識とその対人サービスの地域的、個別的、集団的研究にみる味わいのある研究議論に学ぶことが多かったのである。

何れにしても、クラブの児童・家庭は生活保護率が高く、父は工具、母親はパートという、地域の低所得産業での就業であり、このような状況、家庭生活状況に即応したクラブの活動内容、処遇内容に学ぶことが多かったし、両先生の認識も、児童の個人的性格にあわせて集団のなかの個人の成長と集団自体の発展に向けられていたことに注目したのである。そこには、就学期の子供の人格形成とその環境での自主的な子どもの育成にあっ

たとする（佐藤、田中、須之内前掲書所収（学童保育の福祉問題）第2章参照）。

センターの子供のセンターへの入会時から、1年間5期にわたる活動、センターからの卒業にいたる間、両先生は、子供たちの母親であり、教師であり、友人としての活動によって子供の対応を試みてきたのである。

(3) 両先生は、福祉の指導員として、一方大学の教員として、子供、地域の両親に接してきたのであるが、施設に少しずつ校費による改善を加えてきたが、時代に見る公的施設の整備に加え、日本女子大学自体の整備がままならぬことは否定できなかったのである。世の中は、人も、施設も表向きの<良さ>に傾いてゆくが、日本女子大学の施設は十分でないがその人的整備は他に劣るものではない人材によって支えられている、きた、というのが小生の本音である。

両先生が、施設における児童の人格尊重、社会的くらしの維持、人格と自立助長、生活問題をかかえる両親とのほざまで、いかにその健康をかばいつつ、センターでその実践と研究のなかで苦慮されていたかは想像にかたくない。

何れにしても、対象者がもつその内容を規制する条件、施設側がもつ内容を規制する条件（指導その他、定員数と指導員数、立地条件、施設設備、教材、対象児の年齢制限、学校給食とクラブでの昼食、開所時間、対象の捉え方、親の要求と子供の要求、地域との結びつき、両親の学童保育に対する考え方、児童館構想について、貧困対象、学童保育への期待感などとにかく、今日<豊かな社会>になったといえ、学校教育、学童保育への問題と期待が当時と同様に多々あったことはなお否定できないのである。

今日、わが国は労働力、人口過剰時から、この21世紀20～30年代、高齢人口増大、否超高齢時

代へと向うことが予想されている。これに対して、超高齢社会への対応とあわせ、女性の社会的活動時代とともに少産少死時代を迎え、これまでその都度の展望なき児童保育政策が展開されてきたにとどまる。

なお、学童の増加と、学童保育への一層の対応が迫られている今日、平成17年現在、学童保育施設の量的不足と関係専門職員の少なさが指摘され、これらの問題への対応はなお十分でないのである。

4. 学童保育政策の推移と現状にみる課題と問題提起

(1) 学童保育政策の推移と展開の現状

学童保育の政策に先立って、早くは社会的に1904年代に神戸において行われてきたといわれ、戦後日本では1950年後半から「学童保育づくり」運動が展開をみてきたとされる。

当初、運動は、両親たちの私的な施設要求運動が、漸次公的な責任を求める運動に転換し、施設の公設公営、指導員の正規職員化も展開をみられてゆくことになるが、1980年代に入り、第二臨調主導の地方行政改革により、公設施設の民営化転換にあわせて、社会福祉事業団委託、地域住民団体への委託に向かうことになる。さらに、全国学童保育連絡協議会の組織結成と学童保育施設設置への全国的結成化運動が、1976年厚生省「都市児童健全育成事業」の創設へと動きを見せるが、両親の学童保育施設建設要求に対して厚生省は前述の児童館整備への意向を示すが、これは両親達の要求する公的な学童保育施設とその性格を異にするものであった。これは1991年度の「放課後児童対策」事業へと移行するが、この対策にみる「放課後児童対策」は、従前の対策の延長線の保育対応にとどまったことはいうまでもない。

このような政府政策の在り方に対し、学童保育

の先端を歩んできた両先生は、その経験の歩みに関連して、つぎのごとく「学童保育」について指摘した。

「学童保育を保護と療育の見地に立った児童福祉と広く社会教育、そして働く父母の労働権の保障として、更にそれらの家庭生活を守る家族福祉、地域における学童保育施設の果す役割の観点からの地域福祉、それらの総合的な観点に基づく学童保育の制度の確立が望まれるのである。」と（前掲、佐藤進、田中美奈子、須之内玲子前掲共著、p.237）。

高学歴女性の社会的進出と少産少死社会への女性の学童保育への関心は、女性とともに児童問題への諸問題であることはいうまでもない。

(2) 現代社会における学童保育と法的環境整備の現状にみる課題

①現代社会における学童保育サービスの社会的位置

筆者は日本女子大学家庭福祉センターの所属長として、田中、須之内両先生の地域のセンターの会員児童および家庭の福祉を直視しつつ、学童保育、家族福祉のサービスの現状とその個別的、集団的ワークの記録や面接、学童保育サービスの実践、その対応から学んだにすぎない。

「学童保育」は、学童自身と両親、加えて教育主体である学校教師、学校内での学友およびセンター会員、センター職員、学内の物的生活環境および学校と自宅とをめぐる社会的な生活環境とかわることはいうまでもない。

このような家庭福祉センターおよびとりまくセンターの児童保育環境とは、公的な児童館の整備と相まって学童に大きなインパクトを与えるのである。

ただ、わが国資本主義の学童保育サービスは、勤労婦人の福祉のマイナー問題であり、児童一般

への対応ではなく、ただ、ハードの整備にとどまり、今後はその総合的ソフトが問題となる。

②筆者の乏しい国際的な児童と親子との関係研究を本稿で直接的に試みているわけではないから、学童保育の現状について詳しく思慮することはない。

ただ、学童をとりまく生活環境についてみると、旧来の大家族とその家族情況、地域生活情況が変化している時、主要西欧諸国にみる未成年児童と両親、その他の家族との内部関係は、日本以上に外部関係が重要である。ここでは、被扶養者としての子どもと扶養者である両親をめぐると問題は、児童政策にあわせて西欧諸国における〈家族政策〉の内容が重要である。

西欧諸国の子育て文化、地域ベースの家族の文化との日本の相違は、大きな違いがある。その底辺には生活文化、人間の人権意識の取り組みの違いがある。学童保育は、単に児童福祉の一端の時代は大きく変化しつつある。両親、家族、子供をとりまく家庭情報化時代の大人のソフト、ハードの大きな変化は、学童保育をマイナーの問題とする危険を感じざるをえない。この小稿では、子供の人権尊重の生活文化、生活環境問題をとりあげるのに小生の体調とあわせて、研究領域に対する限界があり、十分な須之内先生の業績と今後の展望を俯瞰することができなかったことをおことわりし、小生の社会保障法体系のなかでの児童、学童問題の今後の研究として留保して筆をおきたい。

須之内先生、ゆっくり身体を休め、次の研究に向かってください。(2005.12)。